

# 新幼稚園教育要領の概観および 領域「健康」における改訂点の整理

## Overview of the new kindergarten teaching procedures and revised points in the “health” area

児童教育学科 木村 博人

1948年（昭和23年）に文部省より幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（試案）として「保育要領」が発刊された。1956年（昭和31年）には幼稚園教育課程の基準としての性格を踏まえた改善が施された「幼稚園教育要領」が文部省編集により刊行されている。これ以降、1956年（昭和39年）、1989年（平成元年）、1998年（平成10年）、2008年（平成20年）に改訂が行われ、この度2017年（平成29年）に改定された。

学習指導要領の改訂、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も同時期にあわせて改訂され幼稚園から始まる学校教育は歩調を合わせて改革されてる。

この機に、新幼稚園教育要領をその改定点から概観し、また特に「健康」の領域についても改訂内容を確認することで学校教育の改革を捉えておきたい。

### 1. 改訂点から概観する新幼稚園教育要領

以下の表は幼稚園教育要領（以下「教育要領」）の構成について改定前後を比べたものである。追加変更などのあった箇所には下線を引き示している。

この中から3項目について変更点と内容を概観したい。

改定前（平成20年）	改定後（平成29年）
	前文
第1章 総則	第1章 総則
第1 幼稚園教育の基本	第1 幼稚園教育の基本
第2 教育課程の編成	第2 <u>幼稚園教育において育みたい資質・能力及び</u>
第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動	<u>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」</u>
第2章 ねらい及び内容	第3 教育課程の役割と編成等
健康	第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
環境	第5 <u>特別な配慮を必要とする幼児への指導</u>
言葉	第6 <u>幼稚園運営上の留意点</u>
表現	第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	第2章 ねらい及び内容
第1 指導計画の作成に当たっての留意事項	健康
1 一般的な留意事項	環境
2 特に留意する事項	言葉
第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	表現
	第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

(1) 「前文」について

今回の改定で初めて「前文」が提示されている。1956年文部省より刊行されて以来、ほぼ10年ごとに改定されているが、「前文」が掲載されたことはなかった。

前文は、法令や条項の前に置かれる文章であり、その趣旨や基本原則などが期されるものである。以下は前文の一部を抜粋したものである。

これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められている。

「これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、」「基礎を培う」とあることから小中学校へつながる学校教育の始まりの機関であると強調していることがうかがえる。これまでも幼少連携は小1プロブレムなどの問題からも注目されてきたが、よりその強化を図ることが求められていると考えられる。

幼児期の教育については、教育基本法第11条に「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う必要なもの」とあり、幼児期の教育の位置づけと重要性が示されている。

学校教育法第22条においても「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」とあり、小中学校へのつながりとその基礎的な内容を取り扱うものであることが明記されている。

また、同時期に改訂された保育所保育指針（以下「保育指針」）の第1章総則4において「幼児教育を行う施設」と明示されている。これは、学校教育法に基づく教育施設ではないが、制度として「教育」を行う施設であることを明確にしている。幼稚園との連携をこれまで以上に強化する意図がみえる。

さらに、これも同時期に改訂された幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「教育・保育要領」）においては教育機関としての連携もさることながら、保育所機能も有する施設であることを明示している。「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」が同じ時期に改訂され、内容についても一部全く同じ文章で構成されている部分があり、各担当省庁を超えて幼児教育の重要性と「子育て支援」制度の充実を図るものとして注目される。

(2) 「第1章第2幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼稚園の終わりまでに育ってほしい姿」について

今回の改定において「幼稚園の教育において育みたい資質・能力」が次のように明確化された。

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼稚園の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
  - (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分ったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
  - (2) 気付いたことや、できるようになったことを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
  - (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によってはぐくむものである。

「生きる力」を培うことは、これまでの学校教育改革において常に中心的な目的として扱われてきた。この理念を学校教育の始まりである幼稚園においても、より具体化する展開が求められている。

幼稚園教育において育みたい資質・能力は「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つである。学習指導要領においても同様の表現で説明されているが、幼稚園教育においては、その「基礎」となっており、小学校教育へのつながりを示したものととらえられる。

これらの3つは、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）によれば、次のように解説してある。

① 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」

小学校以上であれば各教科などにおいて習得する知識や技能を指し、それらを個々単独の知識の習得にとどまるのではなく、相互に関連付け、社会の中で働いていくための知識としていくことが重要であると述べている。

幼稚園においては、小学校以上の各教科にあたるものはないが、遊びや生活行動を通して何かを感じたり、気づいたり、分ったりすることの体験の蓄積が知識や技能への基礎となると考えられる。

② 「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」

子どもたちが獲得している知識や、技能をいかに活用して、未知の状況に対応して、問題を解決していく資質・能力の必要性が述べられている。

具体的には、物事の中から問題や課題を見出し、解決のために知識や技能を総動員させて、取り組んでいくことととらえられる。

中学校以上であれば、各科目の授業においても多く取り入れられているアクティブラーニングの展開であろう。

幼稚園においても、子どもたちが自発的に、子どもたち同士や教員とのかかわりの中から、試行錯誤したり、工夫する体験、子どもたち同士の様々な考えに接して新しい考えや方法を生み出す体験は「思考力・判断力・表現力等」の基礎となると考えられる。安全に配慮をしながらも自由な発想と子どもたち同士の関りを大切にしながらたくさんの体験を与えたい。

③ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

「学びに向かう力・人間性等」は心情、意欲、態度の情意的な側面を重視しながら、子どもたちが自己の感情や行動を制御する力や、より良い人間関係を構築する力を養うことが重視されている。

幼稚園においては、落ち着いたより良い生活環境を整えることで、相手を思いやったり、安定した情緒で過ごしたり、自信を持ったり、好奇心や探求心を抱いたり、する体験を積み重ねることが「学びに向かう力、人間性等」の基礎となると考えられる。

以上の3つの柱は今回の学習指導要領の改訂において幼稚園から、小中高等学校の一貫した流れの中で育成すべきであると提言されている。

以上の3つの資質・能力がはぐくまれている幼児の具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10項目が以下のように挙げられている。

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえりながら関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

幼稚園は学校教育の最初に位置付けられた学校である。これまで幼児教育は「後伸びする力を育てる」ことを重要視してきたが、これではあまり具体的ではないと考えられる。そこで、他の学校種と同様に幼稚園は幼児期に「何ができるようになるのか」をより具体化する必要があった。

そのため、上記の10項目の具体的な「姿」が導き出されたのである。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は小学校学習指導要領にも以下のように記されており、学校教育の連続性、系統性を明示するものととらえることができる。今後ますます小学校教育との共有化が進められるものと考えられる。

なお、小学校においては各科目が教育活動として展開されるが、これまで遊びを通して育まれてきたことを円滑に接続するため、低学年においては「生活科」を中心として展開されることが期待されている。

#### 小学校学習指導要領

##### 第1章 総則

##### 第2 教育課程の編成

##### 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

また、教育要領における「幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼稚園の終わりまでに育ってほしい姿」」は、保育指針においては「第1章総則4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」に、教育・保育要領においては「第1章総則第1節3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」」にほぼ同一の文書内容で掲載されている。

幼児期の教育の重要性を認識しつつ保育・教育内容の統一化が図られている。

#### (3) 「第1章第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」について

前項でも述べたように、幼稚園における教育評価が、その必要性から取り上げられている。

しかしながら、小学校以降の評価とはその形態や内容は異なるものである。

評価の実施にあたっての配慮する事項として以下のように、教育要領に載っている。

#### 第1章 総則

##### 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

##### 4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを

把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

ややもすると、評価は目標への達成度、ランク分けととらえられることがあるが、「他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意する」ことから幼稚園における評価はこの形態をとるべきではない事が分かる。

また、「幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価」とあることから、他の幼児と比較するものでもなく、その子の発達の過程を正しくとらえることを要求している。

次に「指導の改善に生かす」ことが求められ、幼稚園における評価には幼児の発達の理解と指導の改善という両面があることがわかる。

「次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるように」とあることから継続性と引き継ぎが求められていることも分かる。

「幼児理解に基づいた評価」(文科省2019)においても「「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、幼稚園教育の基本に基づいて、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿のことです。これらの姿は、到達すべき目標ではなく、自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要があります。そのため、幼稚園と小学校の教師が、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について十分理解した上で、これらを手掛かりに幼児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが重要です。特に、幼稚園の教師は、幼児の成長や教師の働き掛けの意図を小学校の教師に伝えることが幼稚園教育を小学校教育につなげる上で、大切なことです。そのことにより、学校教育としての連続性を確かなものにしていくことができるのです。」と述べられている。

したがって、前出の「育ってほしい姿」への到達度ととらえるのではなく発達の過程、行動の変容があるがままにとらえることが必要である。また、幼児の興味関心を把握し、幼児の変容している姿とその背景を正確に把握することが幼児を理解することにつながり、このことから評価がなされていく。幼児の発育発達の程度や「育ってほしい姿」を一つの手掛かりに幼児の成長を、優劣をつけることなく、ありのままにとらえ、その子に必要な刺激や教材すなわち環境や遊びを適切に設定してあげることが評価の目的と考えるとよいだろう。

具体的な評価方法、手法としては、前出の「幼児理解に基づいた評価」(文科省2019)に実践事例が掲載されている。

これらの主なものは、ポートフォリオ評価、Tチャートによる分析と評価、指導要録の分析と評価、動画観察による行動分析及び評価などであり、内容はいずれも幼児の発達や行動を複数の視点から正しく捉え、次の指導へ生かすものであった。

小学校へのこれらの情報伝達は、子どもたちを理解して対応するうえで非常に有効であると考えられる。幼稚園小学校の連携による積極的な情報交換の場が求められている。

## 2. 領域「健康」の改訂点

領域「健康」のねらいにおける改訂箇所は以下のとおりである。

健康

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

\*下線部が追加記載

これまで、「(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける」であったものに「見通しをもって行動する」が加えられた。平成20年に「領域「健康」2. 内容(8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。」が平成10年の内容から追加記載されていることから、これまでも「見通しをもって行動する」ことは意図されてきたことであろう。また、内容の取扱いにおいて「(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次順に見通しをもって行動できるようにすること。」とある。今回の改訂で「ねらい」に導入することでより明確にその意図を表していると考えられる。

「見通しをもって行動する」とは、獲得した知識や技能を使いながら、先を予測してより良い行動をとることであろう。これは「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の(6)「思考力の芽生え」から反映されたと考えられる。

また、この「ねらい」から、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の(1)「健康な心と体」、(2)「自立心」の姿が反映されていると考えられる。

次に、職域に関する内容が次のように変わった。

「内容(5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。」

また、内容の取扱い(4)に「健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。」と「食の大切さに気付き」の文言が追加されている。

これらのことから、食事に関する教育(食育)が強化されていることがうかがえる。

次に、幼児の運動に関する内容について以下のように(下線部)追加記載されている。

内容の取扱い

- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。

幼児期に「多様な動きを経験」の必要性が述べられている。幼児期運動指針(2012年)にも運動指針のポイントとして「多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること」と表記している。

幼児期から児童期(小学生)にかけては神経系の発達が著しく、多様な運動刺激を与えることによって体内に様々な動きに対応できる神経回路が張り巡らされることになる。これは、生活上の立つ、座る、寝るなどの基本的な動作のみならず、体をバランスよくコントロールできるように動かしたり、用具をうま

く使いこなす基盤となる。さらに将来的にはスポーツに結び付く高度な運動動作の基礎を培うことにつながる。したがって、特定のスポーツ種目に取り組むのではなく、多種多様な動きが経験できる様々な遊びを取り入れる必要がある。

この「多様な動きの経験」は小学校体育における「体づくり運動」の中の「多様な動きをつくる運動（遊び）」に継承されている。低学年においては「体づくり運動」領域以外の運動領域について「遊び」と表記されていることから、幼稚園における「遊び」から「体育」へ接続する意図がうかがえる。

### 3. まとめ

以上、新教育要領および領域「健康」の改訂箇所を確認しながら教育改革の動向を概観してきた。

以下の3点を挙げて、本稿のまとめとしたい。

- ・新幼稚園教育要領は、保育指針、保育・教育要領とともに改訂が行われ、部分的に同一文書が掲載されていることから、保育所、こども園とも連携を図りながら「子育て支援」に取り組んでいることがうかがえる。
- ・幼稚園が学校教育の始まりであると明記されたことから小中高等学校との系統性が強調され内容も「育ってほしい姿」という具体的な手掛かりが統一して示されている。
- ・特に、幼少連携においては学習指導要領においても引き継ぐ事項として「育ってほしい姿」が明示され、幼稚園における評価を連携させる情報伝達の場合が必要である。

### 参考文献

文部科学省：2017：幼稚園教育要領

文部科学省：2018：幼稚園教育要領解説

厚生労働省：2018：保育所保育指針

内閣府：2018：幼保連携型認定こども園教育・保育要領

文部科学省：2019：幼児理解に基づいた評価

文部科学省初等中等教育局幼児教育課：2017：幼稚園教育要領の改訂について：幼稚園教育要領改訂中央説明会資料

津金美智子編 奈良正裕他著：平成29年版新幼稚園教育要領ポイント総整理：東洋館：2017

田中耕治：教育評価：154-168：岩波書店：2012

松下佳代：パフォーマンス評価：日本標準：2012

文部科学省：2012：幼児期運動指針ガイドブック

文部科学省：2013：学校体育実技指導資料第7集 体づくり運動

文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編

順天堂大学ギムナスティック研究室編：GYMNASTIK ギムナスティックを知るために：1998

清水洋生：2017：幼稚園教育要領における教育内容の変遷－領域「健康」を中心に－：新島学園短期大学紀要第38号：44-53

早瀬眞喜子、山本弥栄子：2017：幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を読み解く：プール学院大学研究紀要第58号：249-264